

## 要求水準書

提案にあたっては、以下を考慮すること。

### 1 「光の祭典」の経緯

「光の祭典」は、足立区制70周年を記念して平成14年に開始した。当初から、メイン会場の元渕江公園にある8本のメタセコイアへの電飾（8本ツリー）をシンボルとし、竹ノ塚駅前及び竹の塚けやき大通り（駅から公園へ向かう大通り）の街路樹への電飾を行っている。

スタート時は、イルミネーションは他に例が少なく話題性のある事業であった。しかし、その後はイルミネーションやライトアップ等が多く実施されるようになつた。そこで、他との差別化を図り、よりよい提案を幅広く求めるため、平成28年度実施事業者選定を公募型プロポーザル方式により初めて実施した。

なお、平成30年度には「第6回イルミネーションアワード」にて特別賞「企画賞」を受賞している。

令和2、3年は、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、竹ノ塚駅前と竹の塚けやき大通りのイルミネーションのみ実施。令和4年は、3年ぶりに元渕江公園でのイルミネーションを復活（点灯式や物産展等のイベントは全て中止）。令和5年には、イルミネーション以外のイベントも復活（点灯式、物産展、キッチンカー出店）した。なお、コロナ禍前に実施していたステージショーは、コロナ禍明けは実施しておらず、今後の実施予定もない。

### 2 「光の祭典」の目指すもの

本事業は、イルミネーション企画の魅力や話題性を高め、区内はもとより区外から多くの集客を図り、足立区の魅力を伝えること及び地域経済の活性化について、経費以上の効果が波及することを目指している。そのために、都心部や各商業施設及び地方の大規模イルミネーション等の例をただ追従するのではなく、インタラクティブな体験を取り入れる等の創意と工夫を凝らして差別化を図っていく。

### 3 委託者が求める要求水準

#### （1）テーマの設定

ファミリー層をメインターゲットとして、また若者にも魅力的で集客が期待できるテーマを提案すること。

#### （2）イルミネーションに関する提案

##### ア 竹ノ塚駅前のイルミネーション

竹ノ塚駅前の賑わいを創出し、元渕江公園への誘導に効果的なイルミネーション等を提案すること。

イ 竹の塚けやき大通りのイルミネーション

竹の塚けやき大通りの賑わいを創出する華やかなイルミネーション等を提案すること。

ウ 元渕江公園のイルミネーション

当事業のメイン会場として、話題性を創出し集客が期待できるようなイルミネーション等を提案すること。また、以下の項目について必ず提案内容に含めること。

(ア) メタセコイア8本のイルミネーションやライティングショー等及びその演出について、当事業のシンボルとして見栄えのある内容を提案すること。

(イ) 来場者が乗るなどして楽しむことができるアトラクション等、来場者による体験型の企画を提案すること。

(ウ) スイッチを押すと光る、声に反応して色が変わる等、来場者が演出に参加できる双方向型イルミネーション企画を提案すること。

(エ) 来場者がフォトスポットとして楽しめるオブジェ等の内容を提案すること。

(3) 環境への配慮

仕様書に記載された内容以外に、環境に配慮した対策があれば記載すること。

(4) 業務実績

過去の同種・類似業務の実績について、令和元年度～令和4年度分記載すること。

(5) 実施体制

当業務を実施する際の業務体制を記載すること。

(6) 危機管理

当業務を実施する際の危機管理体制を記載すること。特にアトラクション等の安全管理に関して留意すること。

(7) その他

提案限度額以内で、上記以外に実施可能な内容（イベント等も含む）の提案があれば記載すること。

#### 4 プレゼンテーションについて

(1) 提案書の提出者として選定された場合、提案書の審査時にプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの際、パワーポイントの使用の有無は提案者の自由とする。ただし、プレゼンテーションに使用するパワーポイントの電子データ及び紙媒体に印刷したもの並びにその他のプレゼンテーション用の資料は、説明書5項(3)記載の提案書提出時に提出すること。その際、電子データ以外の資料は提案書と同部数提出すること。

(2) 説明書5項(3)の日時以降の資料の差し替えは認めない。

- (3) 提出したパワーポイントまたはPDFの電子データを当日のプレゼンテーションで使用する。なお、スライドの枚数は特に制限を設けないが、与えられた時間に説明が終わる枚数とすること。
- (4) プrezentationは1提案者につき、3人まで入室可能とする。
- (5) プrezentationの説明者は、技術資料3-1「実施体制表」に記載した業務の責任者とする。ただし、質疑応答は責任者以外が行うことを可とする。
- (6) プrezentation時は、電材のサンプル等を含む、一切の追加資料を認めないものとする。

## 5 提案書について

提案書は、A4サイズ両面刷りで10枚（20ページ）までとし、上記3（1）～（8）の項目順に記載すること。ベース等でのビジュアル表現をA3で行うことは可とするが、その際には片面印刷にし、提案書に折り込むこと。A3を使用した場合は1枚につきA4の提案書2ページ分とみなす。